認可外保育施設を利用している方へ

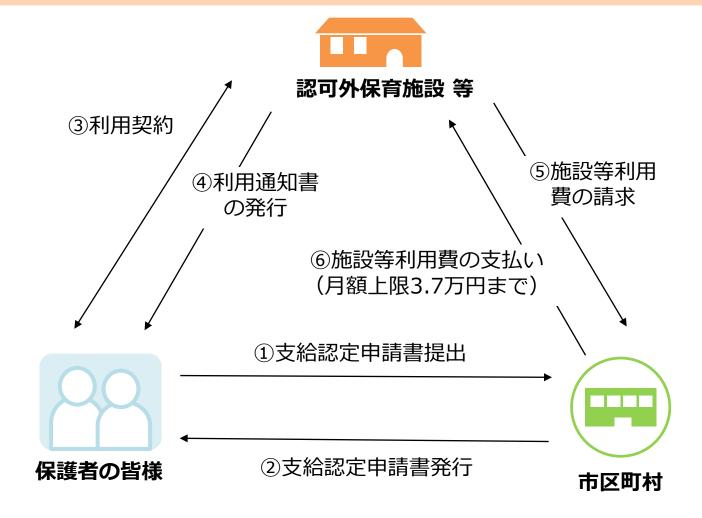
## 10月から

## 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、美浜町<u>から「保育の必要性の認</u> 定」を受ける必要があります。
  - (注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃる ことを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用で きていない方が対象となります。
  - (注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同 等の要件)があります。
  - (注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。
- <u>3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。</u>
- 都道府県等に届出をした<u>認可外保育施設</u>
  - (一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、 認可外の事業所内保育所等) (こ力ロス)、
  - ・一時預かり事業 ・病児保育事業
  - ・<u>ファミリー・サポート・センター事業</u> <u>が対象</u>です。
    - (注) 認可外保育施設同士の併用の場合は、一方の認可外保育施設のみ無償化の対象と なります。

※裏面もご覧ください。

## [基本的な手続きのイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、申請が必要です。
- ※施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先:美浜町役場 厚生部 健康・子育て課 子育て支援係

TEL: 0569-82-1111 (内線222·262)